

引地川水系河川整備基本方針

平成 22 年 12 月

神 奈 川 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
(1) 引地川流域の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	2
2. 河川の整備の基本となるべき事項	
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する 事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に 関する事項	6
<参考図>引地川水系流域概要図	7

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 引地川流域の概要

引地川^{ひきじがわ}は、その源を大和市上草柳^{かみそうやぎ}の大和水源地付近に発し、蓼川^{たでがわ}を合わせて、藤沢市を南下して鵠沼海岸^{くげぬま}において相模湾へ注ぐ、流域面積約 67km² 幹川流路延長約 21km の二級河川である。

その流域は、藤沢市、大和市、茅ヶ崎市、座間市、綾瀬市、海老名市の 6 市からなり、流域の形状は南北に長く、流域の幅は東西に 2～5km 程度である。

引地川流域の地形は、93%が沖積低地や砂洲及び台地（相模原台地）によって占められ、残りが丘陵地^{こうざ}（高座丘陵）や山地となっている。引地川はこの台地の中を浸食して流れており、浸食された地形は、急斜面の河岸段丘となって、さらに一段低い谷底平野を形成し、河口までの下流部では砂洲、砂丘地帯（湘南砂丘地）が構成されている。流域全体の丘陵・台地では、広く洪積世の関東ローム層により覆われており、河道沿いには沖積層が分布している。

流域の土地利用は、京浜地域に隣接しており、交通の利便性が高く、昭和 30 年代の高度経済成長期とともに急激に流域の開発が進められ、昭和 30 年頃は流域の約 15%にすぎなかった市街地は、平成 13 年には約 70%まで増加している。また、東名高速道路、一般国道 1 号等の幹線道路網や、東海道新幹線、JR 東海道本線等の鉄道網が流域内に発達している。

気候は、暖流が流れる相模湾に面している影響により、比較的温暖で寒暖差が少ない海洋性気候であり、藤沢市における平均気温は約 16℃、年間降水量は約 1,500mm である。

水利用としては、約 263.9ha の耕地のかんがいに利用されている。

植生は、中上流部にかけての沿川において水田雑草、畑地雑草が多く分布している。大庭遊水地周辺ではヒメガマ、ヨシなどの水生植物群落、ツルヨシ群落、オギ群落などが発達している。また、福田 8 号橋～新道下大橋にかけてソメイヨシノやヤマザクラ（千本桜）が左右岸に植林され、周辺住民の憩いの場として利用されている。支川の蓼川沿川では、クズ群落が広く分布している。また、特定種としては、レッドデータブック準危惧種^{しんみちした}のミゾコウジュ、同危惧種のタコノアシが大庭遊水地周辺で確認されており、支川の蓼川では神奈川県レッドデータブック減少種のエビネが確認されている。

魚類は、ドジョウ、コイが広範囲に分布しており、中下流（高名橋～石川橋）ではコイ、ギンブナ、オイカワ、メダカ、ドジョウなどの純淡水魚の他、ボラ、マハゼなどの汽水・海水魚、更にはアユ、シマヨシノボリ、ウナギなどの回遊魚が確認されている。さらに、上流域（長後橋）及び蓼川では、ウグイやモツゴも確認されている。特定種としてはレッドデータブック危惧種^{しんみちした}のメダカや神奈川県レッドデータブック減少種のコイ、ウグイが挙げられる。

鳥類は、スズメ、ムクドリ、コサギ、ハシブトガラス、セキレイなどが生息

しており、上流域ではカワセミも確認されている。

水質については、引地川（全域）は水質汚濁に係る環境基準の河川D類型に指定されており、環境基準点である富士見橋地点ではBODの環境基準（D類型：8mg/L以下）を昭和47年度～平成10年度は達成していなかったが、平成11年度以降は概ね達成している。

流域における過去の水害としては、昭和41年6月の台風4号では、217haの宅地や農地が浸水し、床上浸水などにより9棟の家屋が被災した。また、昭和51年9月の台風17号では、77.8haの宅地や農地が浸水し、353棟もの家屋が浸水するなど甚大な被害が発生した。その後も幾度か浸水被害が発生しており、平成16年10月の台風22号により、蓼川と蓼川の支川比留川との合流点などで浸水し、宅地などで5haが浸水し、被災家屋89棟に及ぶ水害が発生した。

本水系の治水事業は、昭和41年6月の台風4号を契機として、昭和41年より災害復旧助成事業として、北の谷橋（現在の^{たかじょう}大庭鷹匠橋）～長後堰区間の一次改修を完了した。以降、県単独事業の他、昭和49年度からは河口～北の谷橋区間に中小河川事業を、昭和54年度からは総合治水対策特定河川事業を導入し、河川整備を進めている。

（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

引地川水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、昭和41年、51年、平成16年等に発生した浸水被害の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全等を考慮し、社会、経済情勢との調和や首都圏整備計画との調整を図り、かつ、下水道事業、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口までを一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

ア、災害の発生の防止又は軽減

災害の発生の防止又は軽減に関しては、既往洪水、流域の重要性を鑑み、降雨及び出水特性を調査検討した結果、求められた計画規模の洪水から沿川地域を防御するため、河道や遊水地等貯留施設を整備することにより洪水の安全な流下を図る。あわせて、洪水による被害を極力抑えるため、ハザードマップ作成の支援、災害情報伝達体制の整備等により、洪水時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりのため、地域防災計画や土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や市民等と連携して推進する。

本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。

イ、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されている状況であるので、関係機関と連携して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用や良好な水環境の保全が図られるように努める。渇水状況に関しては、関係者と情報交換を密に行い、渇水被害の軽減や河川水の維持に努める。また、日常から流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況の把握に努める。

ウ、河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、大和市にある「泉の森」から藤沢市の「緑道・緑地計画」のある河口までを、緑のネットワークとして流域が一体となった河川整備を実施する。

下流域の両岸には藤沢市の緑道が整備されているが、このような親水施設を上流にも延伸して整備する。

中流域においては、大庭遊水地で、ヤナギ林やヨシ湿原などを主とする“自然保全ゾーン・自然ふれあい体験ゾーン”や多くの市民が有意義に利用できる“多目的レクリエーションゾーン・多目的スポーツゾーン”が設けられており、このような市民の潤いの場として活用されている親水施設の保全に努めていきたい。また、新たな遊水地を設置する際にも、自然環境の保全に努めたい。また、河川と公園が一体となって水辺の環境を整備した「ふるさとの川モデル事業」のような緑あふれる親水空間の創出を目指す。さらに、石川堰や蓼川合流点の河道落差の高い箇所に魚道を設置するなど、動植物の生息・生育環境に配慮する。

上流域にある千本桜区間の整備にあたっては、桜並木を植え替える方法なども含めて水辺空間に配慮した検討を進める。また、樹林地と水辺が一体となっている水源地「泉の森」との連続性を保つため、豊かな自然環境と調和した河川の整備と保全に努める。

支川である蓼川の上流域の河川沿いには、カワセミ等の多くの鳥類が生息しており、まとまった樹林地も残っているため、河川整備にあたっては行政間で協力し、これをできるだけ保全できるように努めていく。また、中下流域では、市街地と樹林地が混在しているため、周辺環境と調和した河川整備に努めるものとする。

また、水質については、BOD環境基準（D類型：8mg/L以下）を概ね達成し

ているが、さらに良好な水質となるように流域全体で努めていく。突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し対策を協議し、適切な対応を行っていく。

エ、河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮させるよう地域住民や関係機関等と連携しながら適切に行うものとする。また、河川改修に伴い生じた旧川敷地については、親水緑地としての利用など、関係機関と協力して適切な活用を図っていく。

河川に関する情報を市民に幅広く提供することにより、河川と市民との連携を積極的に図り、河川愛護と思想の啓発と定着、市民の参加による河川管理の推進に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

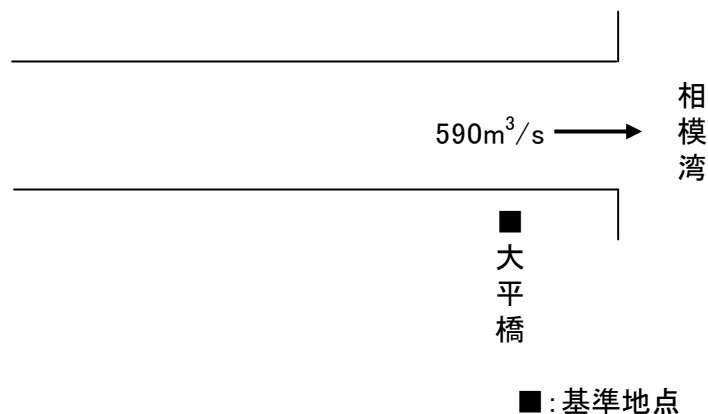
引地川流域の近年における出水の状況、流域の開発状況等を考慮し、降雨及び出水特性を調査検討した結果、流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量は基準地点大平橋地点において $920 \text{ m}^3/\text{s}$ となる。この流量に対し、流域における雨水貯留浸透施設の設置等を考慮して、基本高水のピーク流量は同地点において $820 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $230 \text{ m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $590 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等の一覧表 (単位: m^3/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
引地川	大平橋	820	230	590

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

引地川における計画高水流量は、基準地点大平橋地点において $590 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断系に係る概ねの川幅は、
 次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの 距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)	摘要
引地川	大平橋	1.58	+4.14	31	基準地点

注) T.P.: 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に
 関する事項

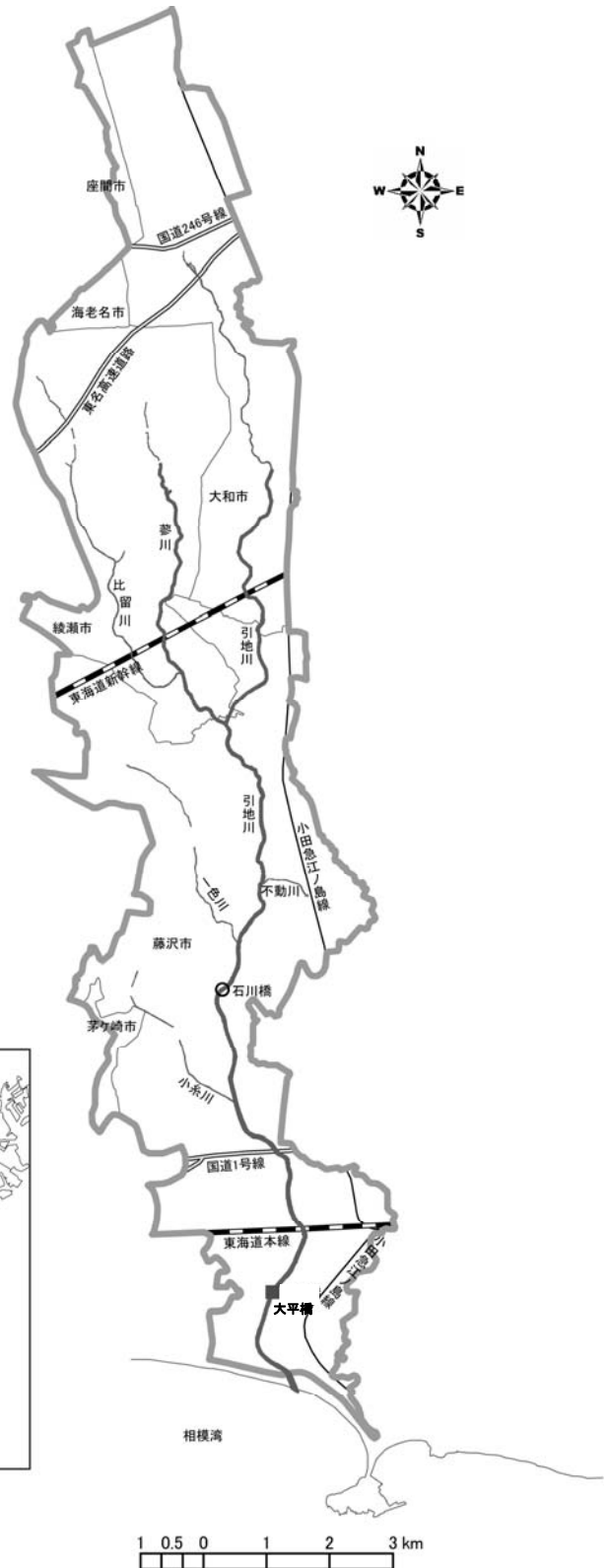
引地川水系の水利用としては、農業用水として約 263.9ha の耕地のかんがい
 に利用されており、すべてが慣行水利権である。農業用取水等に大きな支障を
 きたすような渇水被害はこれまでに発生していない。

また、石川橋地点における過去 10 年(平成 4~13 年)の平均渇水流量は約 2.26
 m^3/s 、平均低水流量は約 2.91 m^3/s である。

今後は、流況、農業用取水の実態など河川状況の把握を行い、流水の正常な
 機能を維持するために必要な流量について調査検討を継続する。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれ
 ているため、引地川本川の水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するもので
 ある。

記号	凡例説明
■	基準地点
○	主要な地点(利水)
—	流域界
—	市町村界



<参考図>引地川水系流域概要図

(S=1/100,000)